

令和6年度 座間市子育て世帯訪問支援事業業務委託（単価契約）仕様書

1 契約件名

座間市子育て世帯訪問支援事業業務委託（単価契約）

2 目的

家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦若しくはヤングケアラー等がいる家庭に対し、家事支援員を派遣し、必要な支援を行うことにより、家庭及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3 履行場所

座間市内

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 対象者

利用の対象となる者（以下「利用対象者」という。）は、利用日において座間市内に居住する者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 出生後1年以内の乳児と同居し、当該乳児を養育している者で、心身の不調等により家事が困難又は家事を行う者が他にいない等の理由により支援が必要な者
- (2) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (4) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (5) その他、委託者が特に家事支援が必要と認める者

6 支援内容

家事支援員が行う支援（以下「サービス」という。）の内容は、次の通りとする。

- (1) 食事の準備及び後片付け
- (2) 衣類の洗濯及び補修
- (3) 居室等の掃除及び整理整頓
- (4) 生活必需品の買い物
- (5) その他日常的に行う必要がある家事の支援

7 サービスを行う日時及び場所

(1) サービスを行う日は、次に掲げる日を除く日を基本とする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定されている休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで（イに掲げる日を除く。）

(2) サービスを行う時間帯は、午前9時から午後5時までを基本とする。

(3) 上記(1)及び(2)以外の日及び時間帯については、受託者と利用対象者双方で合意した場合には、サービスを行うことを可能とする。

(4) サービスを行う場所は、利用対象者の住所とする。

8 サービスを行う時間数及び回数

(1) 1回のサービスあたり2時間以内とし、1日2回を限度とする。

(2) 項番5(1)に該当する対象者は、出産後1年以内に20回以内とする。ただし、多胎児がいる家庭については、出産後1年以内に30回以内とする。

(3) 項番5(2)から(5)に該当する対象者は、同一年度内に48回以内とする。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

9 利用者負担額

利用者負担額は、以下のとおりとする。

世帯区分	利用者負担額	
	訪問支援費（1時間あたり）	交通費等（1回あたり）
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	0円	0円
市民税所得割額が7万7,101円未満の世帯	0円	0円
その他の世帯	1,500円	930円

10 委託料

委託者は、受託者に対し以下の委託基準単価から、利用者負担額を控除して得た額を支払う。

項目	委託基準単価	
訪問支援費	1時間あたり	3,000円
交通費等	1回あたり	1,860円

会議等参加費	1回当たり	2,000円
事務費・管理費	1世帯当たり	月額 3,000円
キャンセル料	1回あたり	1,860円

※事務費・管理費については、当該月に1件以上の利用がある世帯のみ対象

※キャンセル料については、支援実施予定日の前日午後5時を過ぎて連絡があった場合、利用日当日に不在の場合が対象

1.1 その他の料金

受託者は、項番7に定める利用対象者の属する世帯区分に応じた自己負担額のほか、次の料金については、利用対象者から徴収することができる。ただし、事前に十分説明の上、利用対象者の了承を得ること。

- (1) 委託業務の実施において、委託者が認めた受託者における1回あたりのサービス提供費用と委託料との差額
- (2) 家事支援員が生活必需品の買い物及びその他のサービスを行う際、移動のために必要となる交通費等の実費相当額

1.2 委託内容

(1) 利用対象者からの予約受付及び決定

受託者は、利用対象者から利用の希望の連絡を受けた場合、利用希望日時及びサービスの内容等について確認を行い、速やかに利用の可否を利用対象者に連絡する。

(2) 利用対象者との調整

サービスを実施することとなった受託者は、利用対象者に対して、事前にサービスの実施内容、利用料金、キャンセル料その他の必要な説明及び予め確定した利用日の変更又は中止についての調整を、利用対象者と直接行う。

(3) 利用対象者へのサービスの実施

家事支援員は、利用対象者が提示する承認通知書により、氏名、住所、有効期間及び利用回数を確認後、利用対象者が希望するサービスを実施する。

(4) 利用管理表への記載及び利用料金の徴収

家事支援員は、サービス実施後、利用対象者が提示する利用管理表に利用日及び利用時間の記入並びに署名又は押印し、利用対象者から利用料金を徴収する。

また、家事支援員は、利用確認書に利用対象者からサービス履行の確認を受ける。

(5) 実施報告、委託料請求

受託者は、実施報告書を月ごとに取りまとめ、翌月10日までに、委託者に報告する。ただし、3月分に関しては、3月31日までに行うこととする。

また、利用確認書を添付の上、委託者に委託料を請求する。

(6) 利用対象者からの問い合わせへの対応

(7) 委託者との連携

受託者は、サービスの実施後、家庭内の生活環境等から利用対象者への継続支援の必要性があると認めた場合のほか、その他必要に応じて遅滞なく委託者に利用対象者及び同居する乳児又は子どもの状況を報告し、連携を図らなければならない。また、委託者が必要と判断した場合、家事支援員等は、検討会議へ参加することとする。

1.3 受託者の要件

受託者は、次に定める要件をすべて満たすこととし、要件を満たさなくなった場合には、委託契約を解除する。

- (1) 本事業の実施に対して意欲を有し、かつ児童福祉に理解を持つ事業者
- (2) 業務内容に対応できる従業員を有するなど、本事業の安定した適切な運営が確保できること。
- (3) 本事業と同様又は類似する事業（子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業など、訪問型の家事支援事業など）を実施した実績があること又は家事支援を実施した実績を有し、支援を実施できる体制が整っている事業者
- (4) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しないこと。

1.4 家事支援員の要件

家事支援を行う家事支援員は、次のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 家事支援を適切に実行する能力を有する者
- (2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律164号）、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
 - エ その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

1.5 事故対応

- (1) 受託者は、本事業に係る保険に加入し、利用対象者に対する支援の提供により賠償すべ

き事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこととする。

- (2) 支援実施中に事故が発生した場合は、受託者は必要な措置を講じるとともに、遅滞なく口頭及び書面により委託者に報告しなければならない。
- (3) 委託者の故意・重過失である場合を除き、受託者がその責任において処理にあたることとする。

1.6 研修

受託者は、家事支援員に対し、委託者が適当と認めた資質向上のために必要な研修を年に1回以上実施し、又は受講させ、その資質の維持及び向上に努めるものとする。また、受託者は、家事支援員が研修を受講した後、報告書を作成し、委託者に報告すること。

1.7 守秘義務等

本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は本業務以外に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

1.8 その他

本事業の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両者協議のうえ円滑に解決を図るものとする。

以上